

茨木市水道部営業課窓口・料金徴収業務等包括委託に係るプロポーザル 実施要項（公募型）

1 趣旨

この要項は、茨木市水道部営業課窓口・料金徴収業務等包括委託（以下「包括委託」という。）の実施に関し、価格のみではなく事業者（配置する技術者・担当者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

2 業務概要

- (1) 業務名 茨木市水道部営業課窓口・料金徴収業務等包括委託
- (2) 業務内容 詳細は、茨木市水道部営業課窓口・料金徴収業務等包括委託仕様書（以下「業務仕様書」という。）に示すとおりとする。
- (3) 業務期間 契約締結の日から令和10年3月31日までとする。ただし、業務委託の開始日は令和7年4月1日とし、契約締結日から令和7年3月31日までは移行準備期間とする。

3 当該業務の予算額等

514,824,000円（税込）

提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

4 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 茨木市水道部の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等の入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 茨木市水道部物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市水道部建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市水道部建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (3) 単独の法人（会社及び各種法人を含む。）であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがな

されていない者であること。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(6) その他法令違反など社会的信用を損なう行為により、ふさわしくないと本市水道部が認める者でないこと。

(7) 給水人口10万人以上の水道事業体で業務仕様書第1章(6)に掲げる、

- ① 量水器検針業務
- ② 受付等業務
- ③ 開閉栓業務
- ④ 調定業務、請求業務、収納業務
- ⑤ 債権管理業務

以上の5種類の業務のうち、⑤を含む3種類以上について、過去10年以内に受託実績を有する者であること。なお、受託実績は法人単独あるいは共同企業体のいずれの実績であっても可とする。

(8) 将来に渡り、安定して業務を行い得る経営基盤を有していること。

6 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

(1) 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式1号）に質問事項、会社名、担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メールで水道部営業課宛送信すること。

提出期限：令和6年8月23日（金）午後5時まで（必着）

提出先：茨木市 水道部営業課

E-mail：suidoeigyo@city.ibaraki.lg.jp

※ 電子メール以外の方法による質問は受け付けません。

(2) 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、以下の通り本市ホームページに掲載する。

掲載日：令和6年8月28日（水）

掲載場所：茨木市ホームページ 営業課のページ

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/suido/eigyouka/index.html>

7 参加申込及び資格審査

(1) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」（様式2号）に必要事項を記入し、法人名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

- ① 業務実績調書（様式3号）
- ② 業務実施体制調書（様式4号）
- ③ 決算関係書類（過去3年分）

イ 提出先：茨木市水道部営業課（福祉文化会館1階）

ウ 提出期限：令和6年9月6日（金）午後5時まで

エ 提出方法：持参もしくは郵送（提出期限日までに必着）

なお、郵送による場合は、配達日指定郵便又は配達時間帯指定郵便により「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」のいずれかの方法で提出期限までに提出先へ届くように郵送すること。

(2) 資格審査

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、プロポーザル選定会議において、参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により審査し、その結果を「参加資格審査結果通知書」（様式5号）を郵送するものとする。

（令和6年9月18日（水）の発送を予定。）

(3) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が、参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届（様式6号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、企画提案書の提出期限までに水道部営業課へ提出すること。

8 企画提案書等の作成及び提出

(1) 企画提案書の作成

資格審査により、参加資格を有すると認められた参加者（以下「参加者」という。）は、業務仕様書等に基づき、最適な提案を企画提案書等により行うものとする。

企画提案は、1者につき1件とし、以下の書類を提出すること。

なお、企画提案書等に記載された内容については、下記の参考見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

(2) 提出書類

ア 企画提案書

※様式サイズは原則A4（一部A3の折り込み可）とし、文字サイズは読みやすさを考慮して12フォント程度で100ページ以内とする。

ただし、評価基準に記載している関係書類については100ページには含めないものとする。

※企画提案書には法人名が特定できるような記載を行わないこと。

イ 参考見積書（様式第7号）及び内訳書（任意様式）

(3) 作成要領

業務提案書については、別に定める「茨木市営業課窓口・料金徴収業務等包括委託に係る公募型プロポーザルによる事業者選定評価基準」（以下、「評価基準」という。）にある評価の着眼点等に留意のうえ、以下の項目について記載すること。

- ① 法人概要
- ② 類似業務受託実績
- ③ 業務体制及び業務執行計画
- ④ 量水器検針業務に対する考え方
- ⑤ 受付等業務（電話・窓口等）に対する考え方
- ⑥ 開閉栓業務に対する考え方

- ⑦ 調定業務、請求業務、収納業務に対する考え方
- ⑧ 債権管理業務に対する考え方
- ⑨ 災害対応業務に対する考え方
- ⑩ 地域貢献等（地元雇用等）に対する考え方
- ⑪ 個人情報保護に対する考え方
- ⑫ 研修体制、方法に対する考え方
- ⑬ お客様サービスの向上を実現する企画・提案について

(4) 提出方法等

ア 提出期限：令和6年10月18日（金）午後5時まで（厳守）

イ 提出場所：茨木市水道部営業課（合同庁舎1階）

ウ 提出方法：持参もしくは郵送（提出期限日までに必着）

なお、郵送による場合は、配達日指定郵便又は配達時間帯指定郵便により「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」のいずれかの方法で提出期限までに提出先へ届くように郵送すること。

エ 提出部数

正本1部

副本10部

(5) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容について、水道部が企画提案書等を提出した参加者（以下「提案者」という。）に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた提案者は速やかに回答すること。

9 審査方法

審査方法は、次に示すとおりとする。

(1) 第1次審査

提出された企画提案書等において、下記10に記載している第1次審査(事務局審査)にあたる事項を下記11(1)～(3)で示す審査方法により審査し、評価の高い提案者から順に6者を第1次審査の通過者とする。ただし、提案者が6者以下である場合は、第1次審査を実施せず、第2次審査の日程を別途通知する。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション又はヒアリングによる最終審査）

第1次審査の通過者に対し、企画提案についてのプレゼンテーション又はヒアリングによる審査を実施し、審査基準に基づいて再評価するとともに、プレゼンテーション又はヒアリングの内容による点数を加算し、最も優れた提案者を候補者として決定するものとする。

ア プレゼンテーション又はヒアリングは、提案者が事前に提出した企画提案書等を使用して行うこととし、資料の差し替え、追加は認めない。

イ プレゼンテーションに必要な機器等は、提案者が用意すること。ただし、プロジェクター、ケーブル、スクリーンは、水道部で用意する。

ウ 提案者の出席は、5人以内とする。

エ プレゼンテーション、ヒアリングにおいて法人名が特定できるようなプレゼンテーションを行わないこと。

(3) 審査結果の通知

ア 第1次審査

① 結果通知

第1次審査の結果は、令和6年10月24日（木）に当該審査を行った全者に対し、郵送により通知する。なお、第1次審査の通過者（評価点の高い順に上位6者）にのみ、審査結果と併せて第2次審査（プレゼンテーション又はヒアリング）の日程を通知する。

なお、参加者が6者以下で第1次審査を実施しない場合は、上記の通知を省略し、令和6年10月22日（火）に参加者全者に対し、電子メールまたは電話により、第1次審査を実施しない旨の通知を行う。

② 結果に対する問合せ

第1次審査を通過しなかった提案者は、令和6年11月7日（木）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

イ 2次審査

① 結果通知

第2次審査の結果は、令和6年11月29日（金）に当該審査を行った全者に対し、郵送により通知する。

② 結果に対する問合せ

第2次審査により候補者とならなかった提案者は、令和6年12月6日（金）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

10 審査項目及び配点

審査項目及び配点は以下のとおりとする。

・第1次審査（事務局審査）

- | | |
|---------------------------------------|-----------|
| (1) 法人概要、財務状況（決算関係書類） | 20点／1320点 |
| (2) 類似業務受託実績 | 10点／1320点 |
| (3) 提案見積金額 | |
| （参加事業者最低見積金額÷当該評価対象参加事業者の提案見積金額）×200点 | |

・第2次審査（プレゼンテーションによる委員審査）

- | | |
|-------------------------------|------------|
| (4) 業務体制及び業務執行計画 | 430点／1320点 |
| (5) 量水器検針業務に対する考え方 | 60点／1320点 |
| (6) 受付等業務（電話・窓口等）に対する考え方 | 60点／1320点 |
| (7) 開閉栓業務に対する考え方 | 30点／1320点 |
| (8) 調定業務、請求業務、収納業務に対する考え方 | 30点／1320点 |
| (9) 債権管理業務に対する考え方 | 60点／1320点 |
| (10) 災害対応業務に対する考え方 | 60点／1320点 |
| (11) 地域貢献等（地元雇用等）に対する考え方 | 30点／1320点 |
| (12) 個人情報保護に対する考え方 | 60点／1320点 |
| (13) 研修体制、方法に対する考え方 | 60点／1320点 |
| (14) お客様サービスの向上を実現する企画・提案について | 60点／1320点 |

(15) 提案見積金額の妥当性	30点 / 1320点
(16) プレゼンテーション及びヒアリング	120点 / 1320点

11 候補者の決定

候補者は、別紙評価基準により選定会議において評価し、次の方法により決定する。

なお、選定会議の委員が提案者と利害関係を有することとなった場合、当該委員を本プロポーザルの審査から除斥する。この場合、上記10の配点(配点の総合計点及び審査項目ごとの配点)から当該委員の持ち点を減じるものとする。また、他の理由により選定会議の委員が欠けた場合も同様とする。

- (1) 選定会議の委員の審査結果により、評価点が最高点の提案者を候補者とする。
- (2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち、提案額が最も安価な提案者を候補者とする。
- (3) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額の場合、くじにより候補者を決定する。
- (4) 参加資格を認められた者が複数あり、企画提案書等の提出日までに辞退等により提案者が1者のみとなった場合は、配点の総合計点(選定会議の委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点)の6割以上であった場合に候補者とする。

12 候補者との契約締結協議

(1) 仕様等の確定

担当課は、候補者と契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をもって当該候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。

この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て仕様書に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

(2) 契約金額

契約金額は原則として、企画提案時に提出した提案額(参考見積額)を超えないこととする。

ただし、担当課との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。

(3) 契約書

契約書は、水道部が作成したものを使用するものとする。

13 情報公開

提案者の名称及び評価点は公開するものとする。

その他選定の過程、提案者から提出された書類、契約締結等に関する情報公開又は情報提供については、茨木市情報公開条例の施行に関する茨木市水道事業管理規程又は茨木市情報提供の実施に関する要綱の規定に基づいて対応する。

14 日程（予定）

質問期限	令和6年8月23日（金）
質問に対する回答	令和6年8月28日（水）
参加申込期間※	令和6年8月13日（火）午前9時から 令和6年9月6日（金）午後5時まで（厳守）
参加資格審査結果通知	令和6年9月18日（水）
企画提案書提出期間※	令和6年9月19日（木）午前9時から 令和6年10月18日（金）午後5時まで（厳守）
第1次結果通知	令和6年10月24日（木）
第2次審査	令和6年11月中旬
審査結果通知	令和6年11月29日（金）
契約締結	令和6年12月下旬
業務開始	令和7年4月1日（火）

※ 土日、祝日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。

15 その他

- (1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 提案方法、提出先、提出期限に適合していないもの
 - イ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
 - ウ 提案額（参考見積額）が予算額を超過した場合
 - エ 配点の総合計点（選定委員の除外又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点）の6割に満たない者
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類への虚偽記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があったと水道部が判断した場合は、提出書類を無効とすると共に、指名停止措置を行う場合がある。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、参加希望者の負担とする。

16 担当部署

茨木市 水道部営業課 担当 杉林 石橋

TEL 072(620)1691（直通）

E-mail: suidoeigyo@city.ibaraki.lg.jp

【住所】

福祉文化会館 567-0888 茨木市駅前四丁目7番55号

合同庁舎 567-0885 茨木市東中条町2番13号(令和6年9月24日以降)

※令和6年9月24日以降事務室が合同庁舎へ移転しますのでご注意ください。